

京都市告示第461号

京都市林産物需要拡大センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市林産物需要拡大センターを臨時開所します。

平成18年1月4日

京都市長 榎本 頼 兼

臨時に開所する日時

平成18年1月5日から同年3月4日まで及び平成18年3月12日から同年3月31日までの間の水曜日の午前10時から午後6時まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)